

令和6年度 SNS を活用したインバウンド誘客情報発信業務
委託仕様書

1 業務の目的

訪日旅行における個人旅行者（FIT）の増加に対応し、海外から本県への更なる誘客を図るため、公益社団法人三重県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）が運用するフェイスブック及びInstagram等の公式SNSを活用した情報発信を行い、本県の認知度向上と外国人観光客の誘客促進を図る。

2 委託業務名

令和6年度 SNS を活用したインバウンド誘客情報発信業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

4 契約上限額

13,099,460 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

5 ターゲット

観光連盟の令和6年度～8年度中期事業計画（暫定版）に定めた以下の市場及び属性にかかる個人旅行者（FIT）層を本事業におけるターゲットとする。

国・地域	重点市場	属 性
台湾	○	30～40 代×家族旅行
タイ	○	30 代～50 代 × 高所得者層及びオーダーメイド旅行者層
シンガポール		20 代～30 代 × カップル
香港		20 代～40 代 × 家族旅行（メインターゲット）
		30 代～50 代 × カップル（サブターゲット）

6 業務内容

(1) 公式 SNS アカウントによる情報発信

観光連盟が運営している以下の三重県公式アカウント（8種7言語のフェイスブック・微博及び3言語のInstagramの計 11 アカウント）に投稿するコンテンツを当該言語で作成し、情報発信を行うこと。

(フェイスブックアカウント)

- ・英語（Travel Mie Japan）

<http://www.facebook.com/travelmiejapan>

- ・中国語-繁体字（日本三重 旅行情報中心）

<http://www.facebook.com/mietrip.tw>

- ・タイ語（เที่ยวสนุก "มีอะ" เจแปน）

<https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

- ・韓国語（일본여행 미에로(三重路)）

<https://www.facebook.com/japantravel.miero>

- ・フランス語 (Voyage Mie Japon)
<https://www.facebook.com/japantravelmie.fr>
- ・ドイツ語 (Reise Mie Japan)
<https://www.facebook.com/japantravelmie.de>
- ・スペイン語 (Viajes Mie Japón)
<https://www.facebook.com/japantravelmie.es>

(微博アカウント)

- ・中国語-簡体字 (乐游日本)
<http://www.weibo.com/leyouriben>
- (インスタグラムアカウント)
- ・英語 (visitmie)
<https://www.instagram.com/visitmie/>
 - ・中国語-繁体字 (visitmie_tw)
https://www.instagram.com/visitmie_tw/
 - ・タイ語 (visitmie_th)
https://www.instagram.com/visitmie_th/

ア 投稿コンテンツの制作

- (ア) 英語、繁体字及びタイ語アカウントについては、それぞれの言語を母語とし、本県の自然や歴史・文化、食などの魅力を理解し、観光情報の発信又は類似する記事の制作や SNS の投稿コンテンツ等の制作スキルを有するライターを登用すること。
- (イ) 発信する内容は、ターゲットの特性を意識したものとし、訪日旅行者が実際に訪問できない場所や見るのが困難なコンテンツを避けること。
- (ウ) ライターが三重県の魅力を正しく理解してコンテンツを制作できるよう、必要に応じて補助を行う人材を配置すること。
- (エ) 制作したコンテンツについて、ライター以外によるネイティブチェックを行うこと。
- (オ) 韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語-簡体字の投稿コンテンツについては、英語の原稿を各言語に翻訳することとし、ネイティブチェックを行うこと。
- (カ) 投稿する内容については、2週間前までに観光連盟に日本語で作成した投稿(案)を提出し、承認を得ること。

イ 定期投稿の実施

- (ア) 各アカウントで以下のとおり定期的な情報発信(以下、「定期投稿」という。)を行うこと。投稿に係る作業(コンテンツ選定、原稿作成、写真等素材の取得及び掲載許可、翻訳及び掲載作業など)は、受託者の負担にて行うものとし、掲載許可にあたっては、観光連盟が実施する他の事業でも無償で掲載できるように取得すること。

(定期投稿の発信頻度)

アカウント	フェイスブック	インスタグラム
中国語-繁体字以外	月に3回以上	月に3回以上
中国語-繁体字	月に1回以上	月に3回以上

- (イ) 年度末に次年度4、5月分の定期投稿を準備し、配信できる状態とすること。

(ウ) 定期投稿には、Google Map などのアクセス情報の他、ハッシュタグとして「#visitmie」や、その他情報の拡散に効果的と思われるハッシュタグを付して発信すること。

ウ 不定期投稿の実施

定期投稿とは別に、委託者からの要請に基づき、11 アカウントにおいて委託期間内に年間4回以上の情報発信（以下、「不定期投稿」という。）を行うこと。本投稿に係る作業のうち、翻訳及び掲載作業は受託者が実施することとし、コンテンツ選定や原稿作成及び写真素材の準備等は委託者にて実施するものとする。

エ コメントへの返信・問合せ及びネガティブチェックの実施

(ア) 投稿及び Messenger へのコメントに対しては、最長 48 時間以内に回答することとし、英語、繁体字及びタイ語アカウントについてのコメントに対しては、各言語のネイティブが回答すること。なお、必要があれば回答内容について観光連盟と協議するものとする。

(イ) 投稿に対するネガティブチェックを日常的に実施し、攻撃的な内容が急増した場合、書き込みを停止するなど適切な緊急対応措置を実施すること。

(2) 広告配信の実施

以下の6アカウントを対象に、エンゲージメント率（リーチ数に対する、いいね・コメント・シェア等の割合）の増加及びフォロワー数の増加を図るため、有効な広告手法の提案及び広告の掲出を行うこと。

(フェイスブックアカウント)

- ・英語 (Travel Mie Japan)
- ・中国語-繁体字 (日本三重 旅行情報中心)
- ・タイ語 (เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน)

(インスタグラムアカウント)

- ・英語 (visitmie)
- ・中国語-繁体字 (visitmie_tw)
- ・タイ語 (visitmie_th)

ア 広告配信の対象

広告の配信は、広告実施対象アカウントのすべての投稿（シェア投稿は除く）に対して実施すること。

イ 広告を配信する国・地域

広告配信のターゲットは「4 ターゲット」に示したとおり、中国語-繁体字のフェイスブック及びインスタグラムについては台湾と香港、タイ語のフェイスブック及びインスタグラムについてはタイ、英語のフェイスブック及びインスタグラムはシンガポール向けに配信すること。

(3) フォロワー獲得等の取組の実施

ターゲットに対して三重県の認知度を向上し、本県への誘客につなげるため、「(2) 広

告の配信」以外に、フォロワー数の拡大やエンゲージメント率を高めるためのキャンペーンなど、独自の効果的な取組を1件以上提案し実施すること。

(4) #visitmiePR サポーターを活用した取組の実施

これまでに三重県が任用した三重県公式観光 PR サポーター（#visitmiePR サポーター）を1名以上活用し、ターゲットに対して三重県の認知度向上を図るため、独自の効果的な取組を1件以上提案し、実施すること。

(※#visitmiePR サポーターについて)

インスタグラム上で影響力を持つインフルエンサーなどで、三重県の観光 PR にご協力いただける方を三重県が任用。

#visitmiePR サポーターの一覧は、以下の#visitmie インスタグラムキャンペーンのページを参照すること。

<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/>

(5) 独自提案事業の実施

本業務の目的を効果的・効率的に達成するための独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。

(6) 目標の設定

広告の配信を行う6アカウントについて、アカウント毎に目標となるフォロワー数、エンゲージメント率、広告表示回数、リーチ数等のKPIを設定すること。

【参考】フォロワー数の状況（令和6年3月31日時点）

アカウント名	フォロワー数 (A)	海外フォロワー数 (B)	海外比率 (B/A)
英語フェイスブック	187,983	184,411	98.1%
中国語-繁体字フェイスブック	38,327	37,714	98.4%
タイ語フェイスブック	76,172	75,486	99.1%
英語インスタグラム	14,062	6,131	43.6%
中国語-繁体字インスタグラム	5,071	4,021	79.3%
タイ語インスタグラム	4,022	3,507	87.2%
合計	435,240	311,271	71.5%

7 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

8 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和7年3月25日（火）
- (2) 記載事項

- ア 委託名
- イ 契約金額
- ウ 契約日、契約期間
- エ 完成年月日
- オ 実施した業務概要
- カ その他、事業実施の説明に必要な書類

9 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。